

(陳受R3第2号)

児童福祉の環境改善に関する陳情書

受理年月日

令和3年7月9日

陳情者

広島県広島市東区尾長東3-15-9  
全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会  
代表 江邑 幸一

陳情の要旨

別紙のとおり



全国の児童相談所が行う

子どもに対する人権侵害を阻止する会

*Associations to Prevent human rights violations against Children  
conducted by child guidance centers of Japan*

## 陳 情 書

光市議会議員中本和行様

令和3年7月9日

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

広島県広島市東区尾長東 3-15-17

代表 江邑幸一（広島県庁職員）

090-1331-9464

[wbj8c8z8@js7.so-net.ne.jp](mailto:wbj8c8z8@js7.so-net.ne.jp)

<http://www1.odn.ne.jp/childabuse/index.html>

児童福祉の環境改善に関する陳情書

### 〈要 旨〉

今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められています。

我が団体も同じ気持ちで活動を行っています。

児童虐待阻止の強化が今後も必要です。

児童相談所の対応、市町村の対応について、児童の人権について、児童の福祉との名目により、また、児童の自殺について児童相談所が取り組まれていないことが非常に残念です。

下記の内容について、1か月以内に改善し文書にて回答していただきたい。

### 〈理 由〉

1 児童相談所が1年間に相談を受け、生存確認する人数は、18才までの児童の人口の1%であり、残りの99%の児童の生存確認は一切されず、その対応を、全く厚生労働省を含め検討されていないことが問題。189通報では、児童虐待を阻止できないことがわかる。

2 「虐待」の定義が著しく抽象的であり、職員の主観であるが、「虐待」の定義が児相の恣意に委ねられており行政裁量となっている為、職員の判断のみで「虐待」に仕立て上げられる可能性がある。虐待したのかの判断は全て児童相談所等の自治体任せである。虐待を決定した責任の所在が曖昧になっている。

※~~も~~公務員の義務と規定されている。

3 一時保護解除後は、精神的サポートも含め全くサポートされていない状況である。

4 緊急保護前にサポートも調査もしないで、どうして緊急保護ができるのでしょうか。

5 施設では、当該児童の個人自由活動を禁止されており、また購入できるものはない。

児童の通帳の監査体制が全く無い。犯罪の温床にもなる。

6 DV法の運用の改善について

親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「ねつ造DV」は作為的な行為であることがある。

7 養親に問題があっても逃げることができなくなる。

特別養子縁組した児童であっても、実父・実母はたった一人の父母である。

親権者がどんな親であったとしても、親権者や児童が自ら養子縁組を希望しなければ、特別養子縁組ができない法律にしてください。児童が合法的に売買されてしまいます。



8市町が児相を管轄する部署の下請け作業員となり、児相の業務を市町が請け負うことになり、福岡県の事件のように町が40数回面談しても体重が半分でも異常無しと判断し殺人を招いてしまう。

9 2021/03/23の記事 養子あっせん300人の半数超、養親が外国籍…「原則国内」反故で多数の子供が海外へ 特別養子縁組をあっせんする民間団体「ベビーライフ」(東京)が昨年7月に突然事業を停止した問題で、団体が2012~18年度にあっせんした約300人のうち、半数超の養親が外国籍だったことがわかった。都によると、12年度からの7年間にベビーライフが手がけたあっせんの総数は307人。これまで298人としてきたが、精査の結果、9人増えた。このうち、174人の養親の国籍が外国で、内訳は米国68人、カナダ106人だった。

日本の宝である、未来ある児童たちにとって、児童たちの健全な発達に資すること、子どもの権利条約や児童の人権を守るために、以下の9点を盛り込んだ確実な実施を求めます。

0 市長・各支所長・各議員等にお会いして、児童相談所の実態を説明させていただきたい。

1 学校で行われる自殺願望・いじめ関係のアンケートに、「児童虐待を受けていますか。」と追加すること。(緊急度2)

2 刑事訴訟法 第二百三十九条2に基づき児童虐待があると思料するときはもれなく告発すること。(緊急度3)

3 一時保護を解除されたとき、又は当該児童が一時的に帰宅するときは、虐待を繰り返す可能性があるため、児童相談所とは別に、18才まで当該児童の家庭を毎月訪問することにより当該児童の安全と意見の確認を行ってください。

4 児童相談所は保護前には、保護者・児童の精神的サポートや調査を一切しない。保護後も保護者の精神的サポートはしないため、保護者や児童の保護前・保護中・保護後に精神的サポートをすること。

5 児童相談所や施設が当該児童の個人通帳を管理する意味があるのか。必要があるのか(貯金だけが目的は目的でない)。親に出入金の内訳を回答もされないため、個人通帳の管理を止めること。を児童相談所がある長に陳情している状況です。児童相談所・保護施設等に児童の通帳がある場合は、児童手当・児童手当を直接児童の通帳に送金すること。

6 DV法の運用の改善について、法を悪用されることがあるため、行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務づけ証拠主義とすること。

DV法の相談が警察にある場合は、児童を児童相談所が一時的に保護し、警察が捜査し、事実が確認できれば、警察での相談を受理し、市役所・町でDV法の届け出を受理し、児童を相談者に引き渡す。警察が捜査し、事実が確認できなければ、警察での相談を不受理し、市役所・町でDV法の届け出を不受理し、児童を元の場所に引き渡すこと。

7 特別養子縁組した児童の戸籍は実父・実母の氏名が削除されない運用にすること。(緊急度4)

8-1 要保護児童対策地域協議会は、当事者児童(代弁者の弁護士)・警察・関わっている学校や保育所・関わっている病院等必ず会員に加入させ、児童にとっての最善策をとること。

8-2 要保護児童対策地域協議会は、双方(児相や市町村等)が管理する児童をもれなく報告し、何らかの行動は必ず児童を管理している所属が必ず実施すること。

9 養子縁組のあっせんは「国内が原則」とされるが、東京都は大半の養親が国外在住とみっており、多数の子供が海外に渡っていた可能性がある。特別養子縁組は国内のみとし、成人までの生存の追跡調査を至急すること。(緊急度1)